

補助対象事業者等

グループホーム等の新設を支援するとともに、介護職員の待遇改善や設備導入にかかる経費を補助

新規・増設年度(新設等支援費)

開設準備段階や開設後障害福祉サービス等報酬を得られるまでの間における資金繰りを支援

補助対象事業者 ・障害者支援施設 ・グループホーム
※新設・増設初年度に限る。

補助内容

グループホームや障害者支援施設の新設・増設の際に必要な初年度経費の一部

- ① 介護職員の人材雇用に係る経費
- ② 介護機器等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信に係る経費
- ④ 研修等経費

補助率

1/2(入居予定者のうち事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

上限額

1,500万円

開設次年度以降(継続経費)

対前年比での賃金改善や求人広告費、介護機器の導入経費等を支援

補助対象事業者 ・障害者支援施設 ・グループホーム

補助内容

グループホームや障害者支援施設の自動車事故被害者受入に必要な経費の一部

- ① 介護職員の賃金改善に係る経費
- ② 介護機器等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信に係る経費
- ④ 研修等経費

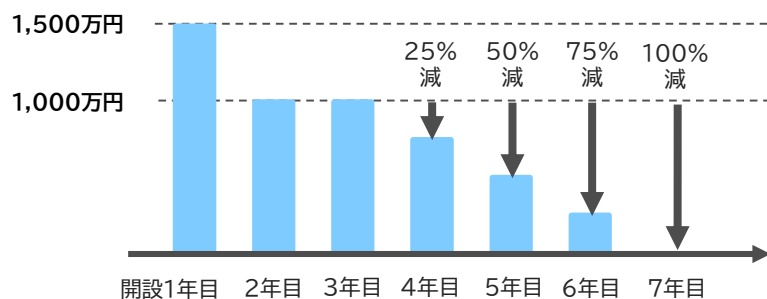
補助率

1/2(入居者のうち事故被害者の割合が50%超の場合は定額)

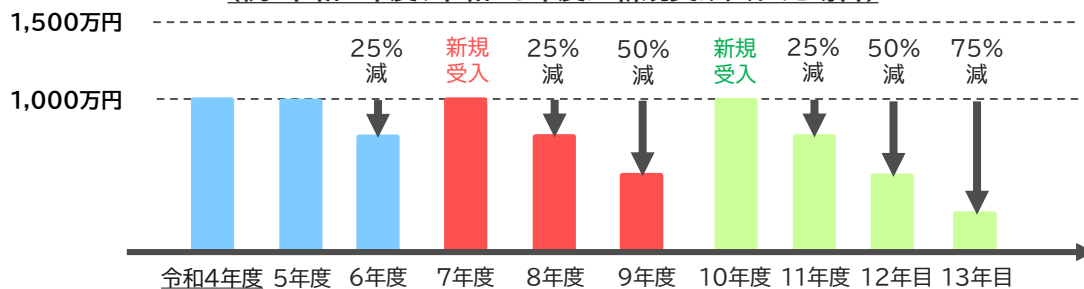
上限額 下記参照

継続経費の補助上限額の考え方

開設時以後新たな事故被害者の受け入れがない場合



開設した年度が令和3年度以前で事故被害者の受け入れがある場合
(例: 令和7年度、令和10年度に新規受け入れた場合)



開設年度が令和3年度以前の補助対象事業者にかかる令和4年度の補助上限は1,000万円となります。